

# 山郷地区振興協議会憲章

(目的)

## 第1条

本協議会は、これからの山郷地区の将来を見据え、地域内外の人財ネットワークを最大限に活かし、持続可能な社会を実現するため、「ゼロに帰するか、イチを守るか」地域の生き残りを賭け、英知を結集し、地域の特質を活かした行動計画を策定して、山郷地区の村づくり運動を展開することを目的に設立する。

(基本方針)

## 第2条

運営の基本方針は次のとおりとする。

1. 地区の将来を見越した活性化計画をつくる。(理念や事業の柱をまとめる)
2. 地区経営ビジネスモデルをつくる。(地産地消の実現＝地域の経営資源の発掘と活用)
3. 地域資源としての人財バンクをつくる。(地域内外との人的ネットワーク)
4. 地区の住民自治モデルをつくる。(旧村の自治復興)

(事務所)

## 第3条

当協議会の事務所は、八頭郡智頭町福原19番地(旧山郷小学校)に置くものとする。

(構成員)

## 第4条

山郷地区の全住民とする。

(責任)

## 第5条

村づくり運動は、自らの責任によってボランティアで活動を行う。

(役員)

## 第6条

次の役員を置く。

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| 1. 会 長 | 1名                   |
| 2. 副会長 | 4名(財産区議長、公民館長、町職員ほか) |
| 3. 理 事 | 若干名                  |
| 4. 幹事長 | 1名                   |
| 5. 事務長 | 1名                   |
| 6. 会 計 | 1名                   |
| 7. 監 査 | 2名                   |

(任期)

#### 第7条

役員任期は2年とする。ただし、あて職で任用した者は、それぞれの任期期間とする。

(役員選出)

#### 第8条

代議員会で選出する。

(役員任務)

#### 第9条

1. 会長は本振興協議会の総括を行う。
2. 副会長は会長を補佐し会務に当る。
3. 理事は会務を執行する。
4. 幹事長及び事務長は企画立案に当たる。
5. 会計は予算決算を行う。
6. 監査は会計の監査を行う。

(組織)

#### 第10条

本振興協議会の組織は、役員会及び代議員会とする。

(代議員会)

#### 第11条

1. 代議員会は年1回、4月から5月までの期間に開催し、事業計画、決算・予算の承認を得なければならない。
2. 代議員は、当該年度の各集落の世帯数を基に、代議員総数を定め、役員会において各集落の選出人数を定めるものとする。
3. 代議員会は代議員の2分の1以上の出席をもって成立とみなす。(委任状も可)
4. 会議の議事は、出席代議員の過半数をもって決するものとする。
5. 代議員の選考方法等は、その都度各集落に通知し、遺漏なきよう配慮するものとする。

(会議)

#### 第12条

役員会の開催は、会長が必要と認めた場合に第6条1～7の構成により役員会を開く。  
なお、役員会は代議員会に次ぐ議決機関とする。

(役場との窓口)

#### 第13条

役場との窓口は、構成員の中の町職員である副会長がこれを務める。

(アドバイザーの受入れ)

#### 第14条

智頭町が派遣する又は役員会において推薦された村おこしのためのアドバイザーを受け入れる。

(資金等)

#### 第15条

運営資金については、会費・寄付・事業収益・補助金等をもってあてる。

(会計年度)

#### 第16条

4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

#### 第17条

本規約に定めのない項は、役員会で決定する。

(憲章の施行及び改廃)

#### 第18条

1. この憲章は、平成20年2月17日から施行する。
2. この憲章の改廃は、代議員会において、出席代議員の3分の2以上の賛成をもって効力を有するものとする。

平成26年5月9日 改正